

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成28年5月13日
<b>【計算期間】</b>	第20期（自 平成27年8月21日 至 平成28年2月22日）
<b>【ファンド名】</b>	クレディ・スイスG T A Aファンド
<b>【発行者名】</b>	アバディーン投信投資顧問株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 石川 五生
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
<b>【事務連絡者氏名】</b>	渡瀬 久美子
<b>【連絡場所】</b>	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
<b>【電話番号】</b>	03-4578-2211
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的

クレディ・スイスG T A Aファンド（愛称：C Sアルファ）（以下「当ファンド」といいます。）は、複数の投資信託等に投資し、信託財産の安定した成長を図ることを目的とします。

###### b. ファンドの特色

1. 世界の株式、債券、通貨を実質的な投資対象とします。
2. ロング（買い持ち）ポジションまたはショート（売り持ち）ポジションにより、リターンを獲得を目指します。
3. クレディ・スイス独自のクオンツモデルを用います。
4. 目標リスクレンジは年率3～8%とします。

###### c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### d. 商品分類等

当ファンドの商品分類<sup>\*</sup>は「追加型投信 / 海外 / 資産複合」です。

<sup>\*</sup>一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <当ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー・ ファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( ) 不動産投信	年2回			
その他資産(投資信託証券 (資産複合(債券先物・株価指 数先物・通貨先物、資産配分 変更型)) 資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年4回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
	年6回(隔月)	アジア オセアニア		
	年12回(毎月)	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング		
	日々			
	その他( )			

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt;当ファンドが該当する属性区分の定義&gt;

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、次の記載があるものをいいます。

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産
決算頻度	年2回
投資対象地域	グローバル (日本を含む)
投資形態	ファンド・オブ・ ファンズ
為替ヘッジ	為替ヘッジなし

当ファンドは、外国投資信託等への投資を通じて、実質的に株式等を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

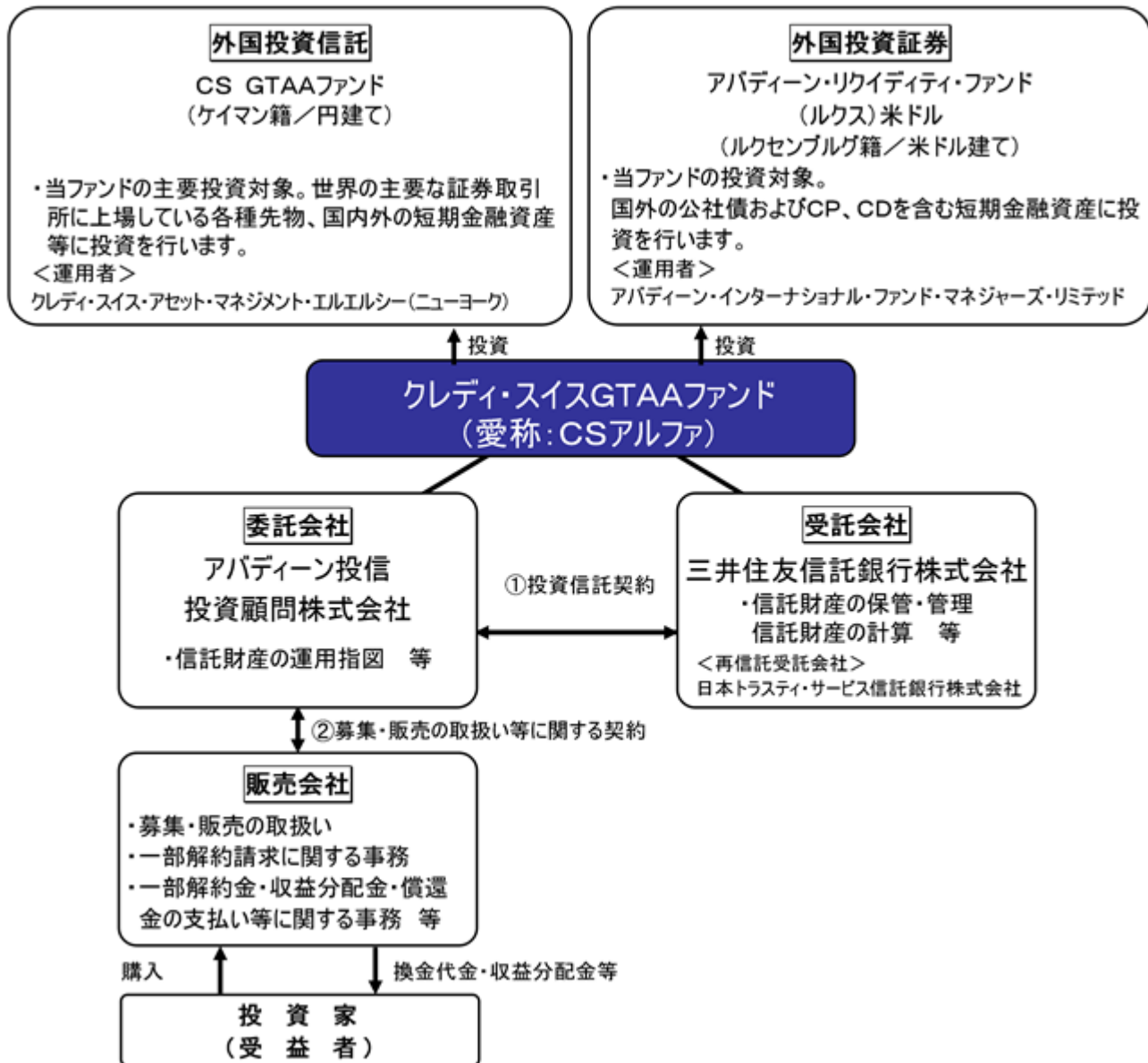
(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## (2)【ファンドの沿革】

平成18年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



<委託会社が関係人と締結している契約等の概況>

受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況

（以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。）

資本金の額

資本金 : 3,680.4百万円

発行する株式の総数 : 320,000株

発行済株式の総数 : 308,065株

会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投  
信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,065株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の安定した成長を目指して、積極的な運用を行います。

投資対象とする投資信託は、そのファンドの潜在的な運用成果を重視して選択しております。

#### b. 投資態度

主として、次の外国投資信託等に投資します。

外国投資信託「CS GTA Aファンド」(ケイマン籍/円建て)

(当該ファンドは、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とします。)

外国投資証券「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」

(ルクセンブルグ籍/米ドル建て)

各投資信託証券の投資スタンス

「CS GTA Aファンド」を中心に組入れますが、資金を一時的に安全資産に投資する目的から「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」を一部組入れます。

「CS GTA Aファンド」の運用について

「CS GTA Aファンド」は運用資産総額の2分の1を超える部分を主要国の短期国債等に投資することで、利子等収益の確保を目指します。世界の株式(株価指数先物)、債券(債券先物)、通貨(通貨先物)に投資します。

#### c. 運用の特色

##### 1. クレディ・スイスGTA Aファンド(愛称:CSアルファ)のコンセプト

クオンツモデルによる株式・債券・通貨の

ロング・ショート運用で市場に潜む

“ミスマイス”を探ります。



##### 2. CS GTA Aファンドの特色

世界の株式、債券、通貨を実質的な投資対象とします。

リターンの源泉を広く分散させることにより、安定的なリターンを目指します。

運用においては、上場先物取引(株式、債券、通貨)および外国為替予約取引を利用します。

ロング(買い持ち)ポジションまたはショート(売り持ち)ポジションにより、リターンの獲得を目指します。

円短期金利(1ヵ月円LIBOR)+年率6%程度のリターンを目標とします。

クレディ・スイス独自のクオンツモデルを用います。

株式、債券、通貨市場の動きと低相関のリターンを目指します。

目標リスクレンジは年率3～8%とします。

目標リスクの中心値は6%

目標シャープ・レシオ1.0

\*シャープ・レシオとは、リターンを得るためにどれ位のリスクを取るかを計測する指数のことをいいます。

シャープ・レシオ = (ポートフォリオのリターン - 無リスク資産のリターン) ÷ ポートフォリオのリスク (標準偏差)

#### クオンツモデルの特徴

パッシブ・ロング/ショート・ファクター・エクスポージャー、ダイナミック・トレンド・フォロー、リスク選好指数に基づくタクティカル・アセット・アロケーションの3つの投資テーマで構成されるG T A A（グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション）\*モデルを利用します。

\*投資対象を広く海外に求め、株式や債券等の資産間相互における相対的な価値を判断し、魅力の高い資産への投資比率を高め（割安な資産を買い）、魅力の少ない資産への投資比率を低める（割高な資産を売る）投資手法を言います。

幅広いファクターに着目します。

資産特性に応じた幅広いファクターを採用しています。

投資テーマおよびファクターのウェイトを変化させるダイナミックなモデルです。

各投資テーマおよび各ファクターのウェイトを市場環境に応じて調整します。

他資産との低い相関を目指します。

低い相関を得るため、リターンの源泉を広く分散させます。

\*上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### G T A Aモデルを構成する3つの主要な投資テーマ

パッシブ・ロング/ショート・ファクター・エクスポージャーについて《投資テーマ1》  
モメンタムやキャリー等のファクターによって各資産のランク付けを行い、上位資産をロング、下位資産をショートすることで超過収益を得ることを目指します。ロング・ポートフォリオとショート・ポートフォリオの組み合わせにより、リスクを中立化させるように努めます。

ダイナミック・トレンド・フォローについて《投資テーマ2》

1ヶ月から1年頻度のトレンドを計測し、明確なトレンド・シグナルに追随することで超過収益を得ることを目指します。複数の時間軸に亘るリスク配分により、市場反転を捉え、市場ボラティリティ上昇期間に相関が低減することを狙います。また、ダイナミックにリスクを配分することで、リスクを資産間で均衡化するように努めます。

リスク選好指数に基づくタクティカル・アセット・アロケーションについて

《投資テーマ3》

独自のシステムティックなフレームワークを用いて算出される、クレディ・スイス・リスク選好指標に基づいて投資家のリスク許容度を判断し、世界各国の株式市場及び債券市場への投資配分を決定することで超過収益を得ることを目指します。基本的に、投資家のリスク許容度が高まった局面では株式のロングポジションと債券のショートポジションを構築し、投資家のリスク回避傾向が高まった局面では株式ショートポジションと債券のロングポジションを構築します。

\*上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3つの投資テーマによる定量的分析を通して、株式、債券、通貨市場で期待収益率を予測し、リスク・リターンを最適にするロングポジションまたはショートポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

実際に投資を行う際には市場の流動性といった要因にも留意しますので、原則として効率的な売買が可能である先物市場等を通して取引を行います。

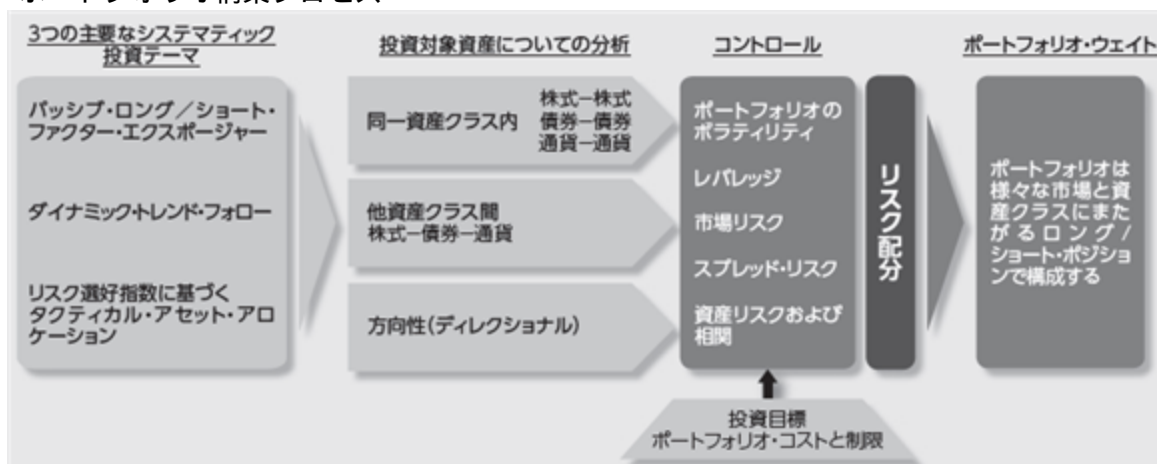
投資する先物取引等（株価指数先物、債券先物、通貨先物を利用）

	株式	債券	通貨
米国			
日本			基軸通貨
英国			
ユーロ圏			
スイス		-	
オーストラリア			
カナダ			
香港		-	-
スウェーデン		-	-
シンガポール		-	-
南アフリカ		-	-
台湾		-	-
ニュージーランド	-	-	
メキシコ		-	
エマージング・マーケット		-	-
インド		-	-
イーファ（米・加を除く先進22カ国）		-	-

投資対象とする市場は上記のとおりですが、複数の株価指数先物等を利用する市場があるため、約51資産の先物取引等が投資対象となります。ただし、投資対象となる先物取引等は、将来見直される可能性があります。

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



リスクを調整しながら、3つの主要な投資テーマを組み合わせ、投資対象資産について分析を行い、システムティックにポートフォリオを構築します。

各投資テーマにおける投資対象資産について、同一資産クラス内（株式 - 株式、債券 - 債券、通貨 - 通貨）、他資産クラス間（株式 - 債券 - 通貨）、方向性（ディレクショナル）の3つの観点から分析を行います。

定量的投資プロセスでは、シグナルや投資見通しを決定する上で、異なる投資対象期間の組み合わせを用います。

リスク配分を行うにあたっては以下の点を考慮します。

- ・ 様々な市場環境や景気サイクルを通してアルファを獲得してきた長期のパフォーマンス実績（25年以上のバックテストに基づくシャープ・レシオ）
- ・ 資産クラス、投資テーマ、ファクター、時間軸に亘ってリスクを分散化し、最適な分散効果を目指す

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## （２）【投資対象】

当ファンドは、組入れる複数の投資信託により、主として、世界の株式、債券、通貨に実質的に投資します。なお、株式、債券、通貨の投資については先物取引等を活用します。

以下に記載の a . ~ c . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

### a . 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ . 有価証券

ロ . 金銭債権

ハ . 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）

ニ . 金銭を信託する信託の受益権

次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

### b . 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等（社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第 33 条の 2 に規定する短期商工債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債をいいます。）への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### c . 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形



## (参考) 投資対象とする外国投資信託等の概要

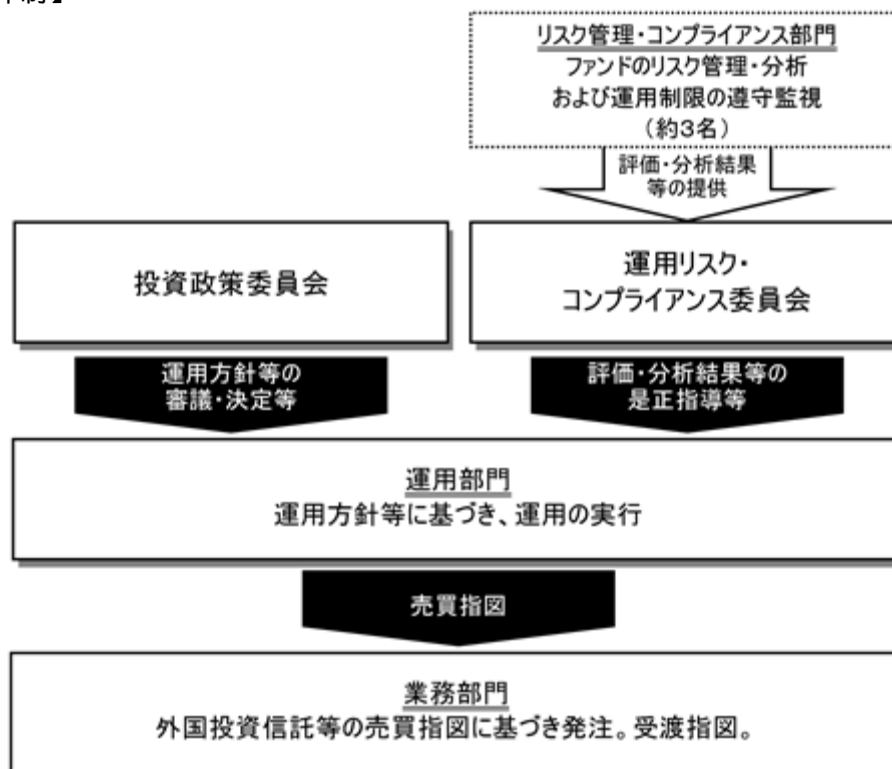
ファンド名	C S G T A Aファンド
形態	ケイマン籍 / 円建て / 外国投資信託
主な投資対象	世界の主要な証券取引所に上場している株価指数先物、債券先物、通貨先物、国内外の短期金融資産等
運用の基本方針	世界の株式、債券、通貨に実質的に投資することによって中長期的に信託財産の安定した成長を目的として、積極的な運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>先物全体のレバレッジは運用資産総額の6倍を越えないこととします。</li> <li>株価指数先物に関わるレバレッジは運用資産総額の2.5倍を越えないこととします</li> <li>一つの先物のロングあるいはショートポジションの額の絶対値(ネットポジション)は、株価指数先物の場合、ファンドの運用資産総額の50%、債券先物は100%、通貨先物は75%を、それぞれ越えないこととします。</li> </ul>
設定日	平成18年6月30日
決算日	9月末
分配方針	毎年2月、8月に純資産価格の水準、金利等市況動向を勘案し分配を行います。ただし、分配対象額が小額の場合には分配を行わないことがあります。
運用報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用報酬 運用資産総額に対し、年率0.035%が運用報酬としてかかります。</li> <li>成功報酬 運用報酬等に加え、純資産価格がハードルバリュ<sup>*1</sup>を上回った場合に、その超過額の20%程度に発行済み受益権口数を乗じた金額が、成功報酬として別途かかります。</li> <li>投資顧問報酬 運用資産総額に対し、年率約0.50%が投資顧問報酬としてかかります。 運用報酬等は将来的に変更になる場合があります。</li> </ul>
その他費用	<p>事務管理費用、保管費用、受託費用等 運用資産総額に対し、合計で年率約0.115%かかります。 その他費用は将来的に変更になる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
受託会社	メイプルズ・ファイナンス・リミテッド
管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
投資顧問会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー
保管銀行	S M B C ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ
管理事務 代行会社	S M B C ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ
トレーディング ・カンパニー	<p>N K N D トレーディング・リミテッド C S G T A A ファンドの投資は、受託会社の100%子会社であるトレーディング・カンパニーを通じて行われます。</p>

\*1 ハードルバリュとは、計算日とその前計算日の加重平均したC S G T A A ファンドの買付け価格にハードルレート・インデックス<sup>\*2</sup>を乗じたものです。

\*2 ハードルレート・インデックスとは、計算日の前四半期の最終営業日の1ヵ月円LIBORを、計算日の前四半期の最終営業日から計算日までの日数を考慮して指数化したものです。

ファンド名	アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル
形態	ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て / 外国投資証券
主な投資対象	国外の公社債およびCP、CDを含む短期金融資産等
運用の基本方針	主として国外の公社債および短期金融資産等に投資することにより安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
設定日	昭和59年9月17日
決算日	原則毎年3月31日
分配方針	分配は行いません。
管理費用	原則として、ありません。
その他費用	事務管理費用、保管費用等
申込手数料	原則として、ありません。
管理会社	アバディーン・グローバル・サービシズ・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
管理事務代 行 会 社	登録・名義書換事務代行会社： アバディーン・グローバル・サービシズ・エス・エイ 管理事務代行会社： ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ （登録・名義書換事務代行を除きます。）
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ

## (3) 【運用体制】



## 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

\* 当ファンドの運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### a. 収益分配方針

毎決算時(原則として、2月、8月の各20日)に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みません)等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用(消費税等相当額込)ならびに信託報酬(消費税等相当額込)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用(消費税等相当額込)ならびに信託報酬(消費税等相当額込)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### c. 分配金の支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

##### d. 収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。

#### (5) 【投資制限】

##### a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への直接投資は、行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

**b. 信託約款上のその他の投資制限**

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**3【投資リスク】**

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドは外国投資信託等を投資対象として運用を行うため、以下に掲げる投資対象とする外国投資信託等にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

**基準価額の変動要因**

価格変動リスク

基準価額は、金利、通貨の価格、株価および債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。当ファンドは、組入れる複数の投資信託を通じて、主として、株式（株価指数先物）、債券（債券先物）、通貨（通貨先物）、公社債および短期金融資産等に実質的に投資します。よって、これらの投資に係る価格変動リスクを伴います。

信用リスク

当ファンドが実質的に組入れている有価証券の発行体が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、投資資金が回収できなくなる可能性や債務不履行・支払い遅延等が発生する可能性があります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱、取引に対する規制の新設等の場合には、投資額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

エマージング諸国の有価証券は一般的に、先進諸国と比較して、政治・経済情勢の変化等により市場が混乱した場合、基準価額の予想外の下落または運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。エマージング諸国の国や地域によっては、政治経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更される場合があります。さらに政府による資産の没収、国有化、差押え、政府のデフォルトの可能性もあります。

為替変動リスク

組入外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替

レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えないときは、市場実勢から期待される価格で取引できない、または取引が不可能となる場合があります。

#### 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、その国における政策の変更、政変または天災地変等の諸事情により閉鎖されることがあり、混乱することがあります。これらにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が影響を受けることがあります。

#### その他

- ・当ファンドはクオンツモデルにより運用を行いますが、モデルが十分に機能しない理由による価格変動リスクがあり、基準価額の下落要因となります。
- ・投資する「CSGTA Aファンド」においては、ショートポジションを取りうる、または、所定の限度までのレバレッジをきかせることが可能なため、市場の変動に対して不利な価格変動が発生する可能性があります。

### 株式投資リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

### 債券投資リスク

#### 価格変動リスク

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。

債券（短期金融証券を含みます。）の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動します。また、外貨建債券の場合、為替相場が変化することにより、損失が生じるおそれがあります。

#### 信用リスク

債券の発行者の財務状況の悪化・倒産などによって損失が生じるおそれがあります。

### 先物取引のリスク

先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対取引（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。

#### 価格変動リスク

先物の価格は、原資産となる金融商品（株式、債券、通貨）の市場における相場その他の指標にかかる変動などの影響等により上下します。

#### 証拠金に関するリスク

先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。

市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要となります。所定の時限までに証拠金を差し入れまたは預託しない場合や、先物取引契約の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部または全部を決済されることもあります。

取引に異常が生じる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置が取られることがあります。そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。

#### 市場リスク

市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。また、市場の状況によっては、金融商品取引所等が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉については受渡決済を行うこととなります。受渡決済では、売手は建玉と同額の対象物を引き渡さなければなりませんので、引き渡すべき対

象物の全部または一部を保有していない場合は、現物市場において対象物を買付けると、引き渡すべき対象物を調達しなければならないこととなります。

## モデルリスク

CSGTAAファンドは、投資決定において、クレディ・スイス独自のクオンツモデルに依存します。クオンツモデルから形成される資産タイプ(株式、債券、通貨)、またはそれらの各主要国の投資の運用成果に関する予測が、正確でない可能性があります。また、モデルから形成される情報の精度は、クオンツモデルに入力するデータ(投資決定のもととなる要因のウェイト調整など)の精度に依拠します。

時を経るに従い、ある原因により予測の有効性を失い、クオンツモデルの精度が低下する可能性があります。これは、どのようなクオンツモデルにも見られるクオンツモデル固有のリスクです。また、たとえCSGTAAファンドの運用者が期待するようにクオンツモデルが機能したとしても、基準価額に影響を及ぼす全ての要因について説明できるものではありません。例えば、予測できない偶発的な事象は、それに該当します。したがって、使用するクオンツモデルが、CSGTAAファンドに投資目的の達成をもたらすという保証はありません。

## 相関性リスク

CSGTAAファンドの運用成果は、主要な市場指標や他のヘッジ・ファンドの運用成果と低い相関性を有することが期待されています。ただし、たとえ現在において相関性が低いとしても、将来においてこれを維持し続ける保証はありません。特に、大きな市場混乱があった期間においては、CSGTAAファンドの運用成果は、主要な市場指標と高い相関性を有することがあります。そのような状況においては、投資ファンドは、広範囲の市場の動向から損失を被るリスクに晒されます。

## 投資限度額に係るリスク(レバレッジ・リスク)

CSGTAAファンドが使用するクオンツモデルは、市場の代表性、流動性、取引コスト、利便性などの観点より、主要な取引所に上場する株価指数先物、債券先物および通貨先物を利用します(非上場の外国為替予約取引を取引業者と相対取引で行うことがあります)。

上場先物取引は、取引制度上、小額の委託証拠金でその証拠金額を上回る建玉金額の取引を行うことができるため、CSGTAAファンドにおいても時価総額を超える建玉金額を許容します。CSGTAAファンドにおいては、最大先物建玉総額、すなわち全ロング・ポジション(買い建て金額合計)と全ショート・ポジション(売り建て金額合計)は、目標とするリスクレンジの範囲内で投資成果を達成するために、当該投資対象の運用資産総額を超えてもよいことが規定されています(最大建玉限度額は、投資対象の運用資産総額の6倍レバレッジ比率6倍までと、建玉評価損失額は建玉金額の50%以下を維持する制約が設けられています)。結果的にレバレッジは、投資ファンドの市場動向に対する感応度を高め、大きな利益をもたらすことがある反面、多大な損失をもたらす可能性があります。

CSGTAAファンドでは、所定のリスク管理手法を使いリスクをコントロールしますが、モデルが依拠する投資戦略(株式、債券および通貨の同一投資国間並びにそれらの主要他国間に係る)から生じる損失のもたらす結果次第では、損失額が拡大する可能性があります。

## コール・ローンの相手方に関するリスク

余資運用は原則としてコール・ローンで行いますが、無担保の場合、相手方の信用リスクが伴います。

## その他の留意点

### ファンド・オブ・ファンズに関わる留意点

当ファンドが投資対象とする外国投資信託等に、他のファンドが投資する場合には、当該外国投資信託等の追加買付・解約に伴う資金変動が生じることがあり、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

### 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、残存口数が10万口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

### 投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

### 収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行う場合があります。期中分配は、これを全く行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。上記のように、当ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は当ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消することができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

解約申込みに伴う基準価額の下落の可能性

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、当ファンドが投資対象とする外国投資信託等において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、投資対象とする外国投資信託等の純資産価格が下落する場合があります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

基準価額に関わる留意点

当ファンドの基準価額は、主として投資対象である外国投資信託等の純資産価格および為替レートの影響を反映します。したがって、当ファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、投資対象である外国投資信託等における運用の結果を反映します。また、当ファンドの基準価額は、投資対象である外国投資信託等が採用する組入資産の評価時点の市場価額を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計原則等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

\* 当ファンドのリスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

\*2011年3月～2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

## \*各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債・・・シティ日本国債インデックス

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

注:海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、「TOPIX」の算出もしくは公表の停止または「TOPIX」の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」および「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「シティ日本国債インデックス」および「シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)」は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)」とは、J.P.Morgan Securities Inc. が算出し公表している指数です。当指数の著作権は、J.P.Morgan Securities Inc.に帰属します。



#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

購入時に、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、以下に該当する場合には、購入申込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの証券取引所のいずれかの休業日

\* 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\* 商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.756%（税抜0.7%）を乗じて得た額とし、その配分（税抜）は次のとおりです。

\* 運用管理費用（信託報酬）の総額：日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額です。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.25%	年率0.4%	年率0.05%

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

\* 委託会社に対する報酬は、委託した資金の運用の対価です。

販売会社に対する報酬は、情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。

受託会社に対する報酬は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金										
毎日	報酬	下記、信託報酬および運用報酬等の合計：1.406%（税抜1.35%）程度										
		<table border="0"> <tr> <td>信託報酬</td> <td>純資産総額に対して年率0.756%（税抜0.7%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配分（税抜）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委託会社 年率0.25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売会社 年率0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社 年率0.05%</td> </tr> </table>	信託報酬	純資産総額に対して年率0.756%（税抜0.7%）		配分（税抜）		委託会社 年率0.25%		販売会社 年率0.4%		受託会社 年率0.05%
		信託報酬	純資産総額に対して年率0.756%（税抜0.7%）									
	配分（税抜）											
	委託会社 年率0.25%											
	販売会社 年率0.4%											
	受託会社 年率0.05%											
運用報酬等	<p>&lt;CS GTA Aファンドにかかる費用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用報酬：年率約0.035%</li> </ul> <p>純資産価格がハードルバリュー<sup>*1</sup>を上回った場合に、その超過額の20%程度に発行済み受益権口数を乗じた金額が、成功報酬として別途かかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問報酬：年率約0.50%</li> <li>・受託費用：年率約0.015% (最小1万5千米ドル、最大3万米ドル)</li> <li>・事務管理費用：年率約0.09%</li> <li>・保管費用：年率約0.01%</li> </ul> <p>(いずれもCS GTA Aファンドの運用資産総額に対する率)</p>											
監査費用	<p>信託財産の財務諸表の監査に要する費用(上限年間151.2万円(税抜140万円))</p> <p>* 監査法人に支払うファンドの監査に係る費用</p>											
随時	その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用等</li> <li>・外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等</li> <li>・信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合に発生する当該借入金の利息</li> <li>・外国投資証券の監査に係る費用および弁護士に支払う費用等</li> </ul> <p>(その他の費用には、投資対象とする外国投資証券にかかるものを含みます。)</p>										

注) 信託報酬および監査費用は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

運用報酬等および監査費用は将来的に変更される場合があります。

\* 1 ハードルバリューとは、計算日とその前計算日の加重平均したCS GTA Aファンドの買付け価格にハードルレート・インデックス<sup>\*2</sup>を乗じたものです。

\* 2 ハードルレート・インデックスとは、計算日の前四半期の最終営業日の1ヵ月円LIBORを、計算日の前四半期の最終営業日から計算日までの日数を考慮して指数化したものです。

上記「その他の手数料等」および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

**(5) 【課税上の取扱い】**

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

**a. 個別元本について**

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

**b. 収益分配金について**

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

**c. 個人の受益者に対する課税****イ. 収益分配金に対する課税**

普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

**ロ. 解約金または償還金に対する課税**

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

**ハ. 損益通算について**

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

**d. 法人の受益者に対する課税**

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

なお、販売会社に対する買取請求による換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

\* 上記は平成28年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】（平成28年2月末日現在）

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,031,534,784	98.37
投資証券	ルクセンブルグ	1,294,217	0.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		15,838,357	1.51
合計（純資産総額）		1,048,667,358	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】（平成28年2月末日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	C S G T A A ファンド	114,768	8,948	1,026,944,064	8,988	1,031,534,784	98.37
ルクセン ブルグ	投資証券	アバディーン・リクイディ ティ・ファンド(ルクス) 米ドル	10	129,409.40	1,294,094	129,421.70	1,294,217	0.12

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

## (種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.37
投資証券	0.12
合計	98.49

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成28年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(平成18年8月21日)	1,200	1,215	10,000	10,130
2期(平成19年2月20日)	3,553	3,677	10,068	10,418
3期(平成19年8月20日)	11,463	12,200	10,109	10,759
4期(平成20年2月20日)	15,563	16,338	10,041	10,541
5期(平成20年8月20日)	24,452	24,574	10,050	10,100
6期(平成21年2月20日)	14,900	14,915	9,676	9,686
7期(平成21年8月20日)	14,351	14,367	9,505	9,515
8期(平成22年2月22日)	13,443	-	9,349	-
9期(平成23年2月20日)	12,118	-	9,781	-
10期(平成23年2月21日)	11,225	11,338	9,978	10,078
11期(平成23年8月22日)	10,979	11,034	9,936	9,986
12期(平成24年2月20日)	6,251	6,283	10,003	10,053
13期(平成24年8月20日)	5,501	5,528	9,912	9,962
14期(平成25年2月20日)	5,361	-	9,660	-
15期(平成25年8月20日)	3,932	-	9,362	-
16期(平成26年2月20日)	3,022	-	8,996	-
17期(平成26年8月20日)	1,234	-	9,080	-
18期(平成27年2月20日)	1,254	-	9,580	-
19期(平成27年8月20日)	1,078	-	8,912	-
20期(平成28年02月22日)	1,044	-	8,630	-
平成27年2月末日	1,256	-	9,592	-
平成27年3月末日	1,153	-	9,533	-
平成27年4月末日	1,133	-	9,371	-
平成27年5月末日	1,090	-	9,013	-
平成27年6月末日	1,068	-	8,831	-
平成27年7月末日	1,078	-	8,911	-
平成27年8月末日	1,050	-	8,686	-
平成27年9月末日	1,047	-	8,654	-
平成27年10月末日	1,048	-	8,669	-
平成27年11月末日	1,051	-	8,694	-
平成27年12月末日	1,032	-	8,533	-
平成28年1月末日	1,043	-	8,624	-
平成28年2月末日	1,048	-	8,667	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
1期	130
2期	350
3期	650
4期	500
5期	50
6期	10
7期	10
8期	0
9期	0
10期	100
11期	50
12期	50
13期	50
14期	0
15期	0
16期	0
17期	0
18期	0
19期	0
20期	0

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
1期	1.3
2期	4.2
3期	6.9
4期	4.3
5期	0.6
6期	3.6
7期	1.7
8期	1.6
9期	4.6
10期	3.0
11期	0.1
12期	1.2
13期	0.4
14期	2.5
15期	3.1
16期	3.9
17期	0.9
18期	5.5
19期	7.0
20期	3.2

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	設定口数	解約口数	発行済口数
1期	120,000	-	120,000
2期	733,000	500,000	353,000
3期	947,000	166,000	1,134,000
4期	889,000	473,000	1,550,000
5期	933,000	50,000	2,433,000
6期	7,000	900,000	1,540,000
7期	-	30,000	1,510,000
8期	-	72,000	1,438,000
9期	-	199,000	1,239,000
10期	-	114,000	1,125,000
11期	-	20,000	1,105,000
12期	-	480,000	625,000
13期	-	70,000	555,000
14期	-	-	555,000
15期	-	135,000	420,000
16期	-	84,000	336,000
17期	-	200,000	136,000
18期	-	5,000	131,000
19期	-	10,000	121,000
20期	-	0	121,000

(注1) 1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数が含まれます。

(注2) 設定口数、解約口数はすべて本邦内におけるものです。

(参考)

## 運用実績

2016年2月末日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配金の推移

基準価額	純資産総額
8,667円	10.5億円

決算日	分配金
第16期 2014年2月	0円
第17期 2014年8月	0円
第18期 2015年2月	0円
第19期 2015年8月	0円
第20期 2016年2月	0円
設定来累計	1,950円

※上記分配金は1口当たり、税引前です。

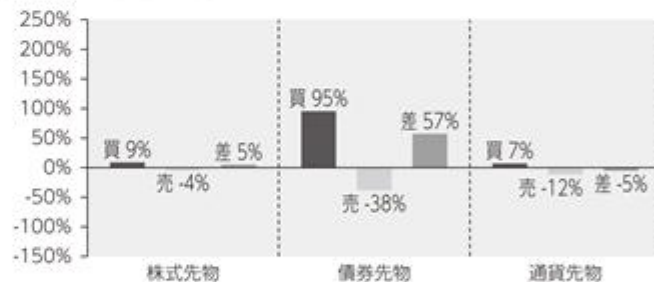
## 主要な資産の状況

ファンド組入状況	投資比率
CS GTAAファンド	98.37%
アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル	0.12%
現預金	1.51%
合計	100.00%

## 【CS GTAA ファンド投資状況】

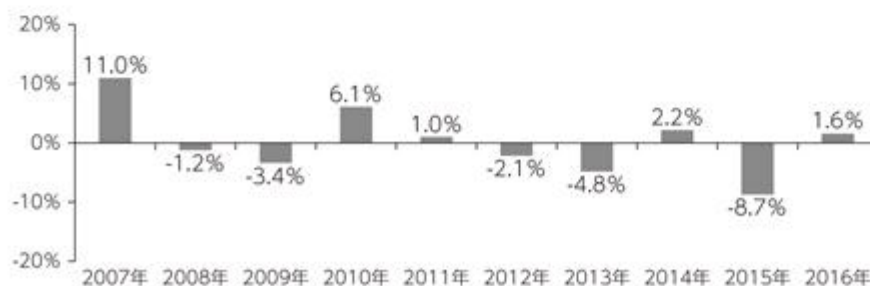
現物資産	実質投資比率
日本短期国債	75.84%
現金	4.73%
証拠金	17.80%
合計	98.37%

## 【先物資産の実質投資比率】



※当ファンドの主要投資対象である「CS GTAAファンド」に関するものです。  
 ※実質投資比率は、「CS GTAAファンド」の投資比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにベンチマークはありません。  
 ※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資して算出しております。  
 ※2016年は年初から2月末日までの収益率を表示しております。

・上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### a. 購入申込方法

午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

#### b. 申込単位（購入単位）

5,000口以上1,000口単位とします。

#### c. 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d. 購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

#### e. 購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### a. 換金方法

午後3時までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

#### b. 換金単位

1,000口単位

#### c. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

#### e. 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より起算して6営業日目から販売会社において支払います。

#### f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、以下に該当する場合には、購入申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの証券取引所のいずれかの休業日

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。投資対象である外国投資信託等については、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「G T A A」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。
- 〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社  
お問い合わせ窓口 03-4578-2251  
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）  
インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>
- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。
- \*1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- \*2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成18年6月30日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a. 償還条件

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により、残存口数が10万口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

#### b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

#### c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

#### d. 運用報告書

・委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

・委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

インターネット・ホームページ：<http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

上記にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日)までに毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日)までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金申込受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

e. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成27年8月21日から平成28年2月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けています。

## 1【財務諸表】

## 【クレディ・スイスG T A Aファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (平成27年8月20日現在)	第20期 (平成28年2月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	20,731,936
コール・ローン	18,514,198	-
投資信託受益証券	1,063,341,168	1,026,944,064
投資証券	1,408,251	1,285,324
未収利息	5	-
流動資産合計	1,083,263,622	1,048,961,324
資産合計	1,083,263,622	1,048,961,324
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	301,435	286,667
未払委託者報酬	3,918,598	3,726,660
その他未払費用	702,000	702,000
流動負債合計	4,922,033	4,715,327
負債合計	4,922,033	4,715,327
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,210,000,000	1,210,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	131,658,411	165,754,003
(分配準備積立金)	15,212,690	15,212,690
元本等合計	1,078,341,589	1,044,245,997
純資産合計	1,078,341,589	1,044,245,997
負債純資産合計	1,083,263,622	1,048,961,324

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期 自 平成27年 2月21日 至 平成27年 8月20日		第20期 自 平成27年 8月21日 至 平成28年 2月22日	
営業収益				
受取利息		1,012		566
有価証券売買等損益		75,988,490		29,256,066
為替差損益		53,636		124,765
営業収益合計		75,933,842		29,380,265
営業費用				
受託者報酬		301,435		286,667
委託者報酬		3,918,598		3,726,660
その他費用		702,000		702,000
営業費用合計		4,922,033		4,715,327
営業利益又は営業損失( )		80,855,875		34,095,592
経常利益又は経常損失( )		80,855,875		34,095,592
当期純利益又は当期純損失( )		80,855,875		34,095,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		38,474		-
期首剰余金又は期首欠損金( )		55,042,536		131,658,411
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,201,526		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,201,526		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金( )		131,658,411		165,754,003

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券および投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとし ます。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

期別	第19期	第20期
	平成27年 8月20日現在	平成28年 2月22日現在
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	1,310,000,000円	1,210,000,000円
期中追加設定元本額	0円	0円
期中一部解約元本額	100,000,000円	0円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	121,000口	121,000口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	131,658,411円	165,754,003円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期		第20期	
自 平成27年 2月21日 至 平成27年 8月20日		自 平成27年 8月21日 至 平成28年 2月22日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	0円	費用控除後の配当等収益額	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の	0円
有価証券売買等損益額		有価証券売買等損益額	
収益調整金額	927,517円	収益調整金額	927,517円
分配準備積立金額	15,212,690円	分配準備積立金額	15,212,690円
当ファンドの分配対象収益額	16,140,207円	当ファンドの分配対象収益額	16,140,207円
当ファンドの期末残存口数	121,000口	当ファンドの期末残存口数	121,000口
1口当たり収益分配対象額	133円	1口当たり収益分配対象額	133円
1口当たり分配金額	0円	1口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円	収益分配金金額	0円



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第19期	第20期
		自 平成27年 2月21日 至 平成27年 8月20日	自 平成27年 8月21日 至 平成28年 2月22日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドは外国投資信託および外国投資証券を主要投資対象として運用を行うため、当該外国投資信託および外国投資証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 投資対象とする金融商品は、金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第19期 平成27年8月20日現在	第20期 平成28年2月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 売買目的有価証券 同左  (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期(平成27年8月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	75,465,904
投資証券	1,214
合計	75,464,690

第20期(平成28年2月22日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	29,036,304
投資証券	1,838
合計	29,034,466

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第19期 自 平成27年 2月21日 至 平成27年 8月20日	第20期 自 平成27年 8月21日 至 平成28年 2月22日
該当事項はありません。	同左

## ( 1口当たり情報に関する注記 )

第19期 平成27年 8月20日現在	第20期 平成28年 2月22日現在
1口当たり純資産額 8,912円	1口当たり純資産額 8,630円

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	C S G T A A フォンド	114,768	1,026,944,064	
日本円合計			114,768	1,026,944,064	
米ドル	投資証券	アバディーン・リクイディティ・フォンド(ルクス)米ドル	10	11,389.67	
米ドル合計			10	11,389.67	
				(1,285,324)	
合計				1,028,229,388	
				(1,285,324)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)当ファンドの投資対象は「アバディーン・リクイディティ・フォンド(ルクス)米ドル」のユニットのうち、クラスZ 2です。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「CSGTAAファンド」の投資信託受益証券および「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」の投資証券を主要投資対象としております。

なお、同証券の状況は以下のとおりです。

## 1. 「CSGTAAファンド」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社であるSMB Cニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイからの情報に基づき、平成27年9月末日現在の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。

当ファンドは主にNKND TRADING LIMITEDという投資有価証券に投資しているため、組入資産であるNKND TRADING LIMITEDの状況を併せて記載しています。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況（平成27年9月末日現在）

区分	金額
資産	円
投資有価証券	1,041,442,539
資産合計	1,041,442,539
負債	
未払投資顧問料	92,040
未払委託者報酬	1,553,082
未払受託者報酬	458,313
未払監査報酬等	2,493,545
その他未払費用	651,113
負債合計	5,248,093
純資産額	1,036,194,446

## 損益計算書（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）

区分	金額
投資収益	円
投資有価証券売買損益	14,400,779
為替差損益	14,923
投資有価証券評価差損益	22,313,377
投資収益合計	7,927,521
費用	
投資顧問料	397,322
委託者報酬	6,704,065
受託者報酬	1,821,049
監査報酬	2,562,239
その他費用	3,203,527
費用合計	14,688,202
損益金	22,615,723

## 組入資産の明細

## 投資有価証券（平成27年9月末日現在）

通貨	銘柄名	株数	評価単価	評価額
円	NKND TRADING LIMITED	81,135	12,835.9759	1,041,442,539

## 1口当たり情報

（平成27年9月末日現在）	
1口当たり純資産額	8,966円

## CS GTAAファンドが投資対象とするNKND TRADING LIMITEDの状況

## 信託財産の状況（平成27年9月末日現在）

区分	金額
資産	円
投資有価証券	800,006,435
銀行預金	245,629,313
資産合計	1,045,635,748
負債	
評価損益（先物取引）	4,193,208
負債合計	4,193,208
純資産額	1,041,442,540

## 組入資産の明細

## 投資有価証券（平成27年9月末日現在）

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額
			円	円
国債証券	JPY	JAPAN T-BILL 0 30NOV15 SER554	800,000,000	800,006,435
合計	-	-	800,000,000	800,006,435

## 先物取引(平成27年9月末日現在)

銘柄名	通貨	売買	枚数	評価額	評価損益
<Futures on currencies>					
AUSTRALIAN DOLLAR.IMM.DEC15	USD	買	2	16,695,472	40,807
CANADIAN DOLLAR.IMM.DEC15	USD	売	4	35,748,234	494,502
EURO CURRENCY.IMM.DEC15	USD	売	3	50,734,551	136,528
JAPANESE YEN.IMM.DEC15	USD	売	3	37,650,330	90,768
MEX PESO.IMM.DEC15	USD	買	8	27,975,417	242,448
NEW B-POUND.IMM.DEC15	USD	売	4	45,465,453	581,370
NEW ZEALAND DOLLAR.IMM.DEC15	USD	売	6	45,427,045	360,073
SWISS FRANC.IMM.DEC15	USD	売	3	46,490,167	292,561
			-	-	87,313
<Futures on interest rates>					
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE.DEC15.140100	AUD	売	34	282,534,926	4,510,473
AUSTR.3YT-BD 6pc.SFE.DEC15.140100	AUD	売	1	8,278,226	23,585
CANADA GOV BOND.ME.DEC15	CAD	買	34	432,241,270	454,582
EURO BOBL.EUREX.DEC15	EUR	買	5	86,934,370	446,129
EURO BUND.EURX.DEC15	EUR	売	6	126,293,401	1,366,689
GILT.ICE.DEC15	GBP	買	20	433,314,028	2,341,449
JGB MINI.SGX.DEC15	JPY	売	17	251,940,000	346,997
SCHATZ.EUREX.DEC15	EUR	買	20	300,159,446	235,868
US T-NOTES 10YR.CBT.DEC15	USD	買	12	185,528,583	2,436,125
US T-NOTES 2YR.CBT.DEC15	USD	買	6	157,780,320	215,669
US T-NOTES 5YR.CBT.DEC15	USD	買	4	57,874,537	343,196
			-	-	683,890
<Futures on stock indices>					
E-MINI S+P.IMM.DEC15	USD	買	2	22,498,679	985,404
EURO STOCK INDEX DJ.EURX.DEC15	EUR	買	3	12,235,506	532,387
FTSE INDEX 100.ICE.DEC15	GBP	買	2	21,414,831	841,686
FTSE JSE TOP40.SAF.DEC15	ZAR	売	1	3,866,601	37,047
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX.DEC15	MXN	売	2	5,970,749	136,180
MSCI SING IX ETS.SGX.OCT15	SGD	売	1	5,270,539	84,328
OMXS30.OMX.OCT15	SEK	売	1	1,998,472	44,147
S+P CNX NIFTY.SGX.OCT15	USD	売	2	3,829,276	29,526
S+P/TSX60 INDEX.ME.DEC15	CAD	買	2	27,267,534	789,426
SPI 200.SFE.DEC15	AUD	買	2	21,059,304	307,035
TAIWAN INDEX MSCI.SGX.OCT15	USD	売	1	3,618,752	7,201
TOPIX.OSE.DEC15	JPY	買	1	14,115,000	216,000
合計			-	-	3,422,005
総合計			-	-	4,193,208

## 2. 「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同証券の管理事務代行会社であるアバディーン・グローバル・サービスズ・エス・エイからの情報に基づき、平成27年9月末日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況

(平成27年9月末日現在)

区分	金額
資産	千米ドル
投資有価証券	1,338,557
預金	285,890
未収利息	677
買戻し投資有価証券未収入金	167,105
その他	165
資産合計	1,792,394
負債	
購入投資有価証券未払金	47,378
未払費用	696
その他	58
負債合計	48,132
純資産額	1,744,262

## 損益計算書

(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)

区分	金額
投資収益	千米ドル
受取利息	1,933
預金利息	230
投資収益合計	2,163
費用	
委託者報酬	674
管理報酬	168
監査報酬等	196
その他費用	345
費用合計	1,383
損益金	780

組入資産の明細  
投資有価証券

（平成27年9月末日現在）

銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
<債券>			千米ドル
Australia & New Zealand Banking Group	06/10/2015	500,000	500
Bank Nederlandse Gemeenten (EMTN)	08/02/2016	15,071,000	15,086
Bank Nederlandse Gemeenten	18/07/2016	3,560,000	3,565
Bank Nederlandse Gemeenten	18/07/2016	2,784,000	2,788
Bank of Nova Scotia	15/03/2016	3,560,000	3,565
Bank of Nova Scotia	15/07/2016	3,041,000	3,050
Bank Of Tokyo Mitsubishi	26/02/2016	4,150,000	4,152
BMW Finance (EMTN)	27/05/2016	10,000,000	10,007
BNP Paribas (MTN)	23/02/2016	1,437,000	1,453
BP Capital Markets	01/10/2015	8,114,000	8,114
BP Capital Markets	06/11/2015	700,000	700
Caisse des Depots et Consignations (EMTN)	16/12/2015	10,000,000	10,004
Caisse des Depots et Consignations (EMTN)	12/09/2016	15,600,000	15,596
Canadian Imperial Bank of Commerce	18/07/2016	7,700,000	7,723
Caterpillar Financial Services (MTN)	26/02/2016	1,500,000	1,501
Danske Bank	14/04/2016	15,000,000	15,245
Erste Abwicklungsanstalt (EMTN)	29/01/2016	17,600,000	17,616
Erste Abwicklungsanstalt (EMTN)	11/02/2016	1,400,000	1,401
Erste Abwicklungsanstalt (EMTN)	07/06/2016	8,600,000	8,610
GE Capital Corporation	11/12/2015	680,000	681
GE Capital Corporation (MTN)	08/01/2016	771,000	771
International Business Machines	05/02/2016	1,500,000	1,500
Korea Development Bank	22/01/2016	1,340,000	1,341
Merck & Co	18/05/2016	294,000	294
Nordea Bank	13/05/2016	14,394,000	14,410
Nordea Bank	13/05/2016	4,490,000	4,500
Paccar Financial Europe (MTN)	08/02/2016	1,800,000	1,801
Rabobank Nederland	18/03/2016	5,780,000	5,792
Rabobank Nederland	23/10/2015	2,400,000	2,400
Royal Bank of Canada (GMTN)	16/12/2015	200,000	200
Societe Generale	15/01/2016	4,800,000	4,838
Svenska Handelsbanken	21/03/2016	18,500,000	18,531
Svenska Handelsbanken	12/07/2016	5,000,000	5,090
Total Capital Canada	15/01/2016	3,730,000	3,734
Total Capital International	25/01/2016	5,875,000	5,880
Toyota Motor Credit (MTN)	29/10/2015	5,000,000	5,000
Toyota Motor Credit (MTN)	07/01/2016	1,780,000	1,781
Toyota Motor Credit (MTN)	15/04/2016	3,060,000	3,060
Westpac Banking (GMTN)	12/01/2016	2,000,000	2,002
合計			214,282
<マネー・マーケット>			千米ドル
Allianz	13/10/2015	20,000,000	19,999
Allianz	26/10/2015	20,000,000	19,997
Allianz	23/11/2015	14,000,000	13,995
Allianz	25/11/2015	16,000,000	15,993
AMP BANK	26/10/2015	25,000,000	24,995
Bank Of Montreal	28/10/2015	20,000,000	19,996
Bank Of Tokyo Mitsubishi	09/10/2015	9,500,000	9,499
Bank Of Tokyo Mitsubishi	28/10/2015	20,000,000	19,996
Bank Of Tokyo Mitsubishi	04/12/2015	10,000,000	9,994
Banque & Caisse d'Epargne de l'Etat	12/11/2015	25,000,000	24,992
Banque Federative du Credit Mutuel	23/11/2015	40,000,000	39,979





銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
Banque Federative du Credit Mutuel	01/12/2015	21,000,000	20,988
BMW Finance	16/11/2015	16,000,000	15,994
BPCE	06/10/2015	24,100,000	24,100
CARGILL	13/10/2015	25,000,000	24,999
DBS Bank	09/10/2015	25,000,000	24,999
DBS Bank	09/10/2015	500,000	500
DekaBank Deutsche Girozentrale	01/12/2015	15,000,000	14,992
DZ bank	13/10/2015	25,000,000	24,998
DZ bank	19/10/2015	15,000,000	14,998
DZ bank	10/11/2015	20,000,000	19,991
DZ bank	17/05/2016	15,000,000	14,943
Erste Abwicklungsanstalt	30/10/2015	15,000,000	14,997
HSBC France	10/12/2015	20,000,000	19,985
ING Bank	25/01/2016	20,000,000	19,971
Kiwibank	02/10/2015	11,000,000	11,000
Kiwibank	15/12/2015	11,000,000	10,993
Landesbank Hessen Gz Frankfurt	20/10/2015	25,000,000	24,994
Landesbank Hessen Gz London	05/10/2015	8,000,000	8,000
Mitsubishi UFJ Trust & Banking	05/10/2015	5,000,000	5,000
Mitsubishi UFJ Trust & Banking	27/11/2015	25,000,000	24,987
Mizuho Bank	07/10/2015	14,500,000	14,499
Mizuho Bank	10/11/2015	20,000,000	19,993
Mizuho Corporate Bank	08/10/2015	20,000,000	19,999
Nestle Finance International	20/01/2016	25,000,000	24,974
Nordea Bank	16/12/2015	25,000,000	24,985
Oversea Chinese Banking	18/11/2015	25,000,000	24,991
Pohjola Bank	15/10/2015	5,500,000	5,499
Pohjola Bank	19/10/2015	21,500,000	21,496
Pohjola Bank	27/10/2015	12,000,000	11,997
Pohjola Bank	10/11/2015	5,000,000	4,998
Pohjola Bank	30/11/2015	11,000,000	10,993
Pohjola Bank	30/11/2015	10,000,000	9,995
Pohjola Bank	21/12/2015	6,000,000	5,995
Prudential	04/12/2015	20,000,000	19,989
SNCF Reseau	16/10/2015	8,000,000	7,999
Sumitomo Mitsui Banking	10/11/2015	15,000,000	14,994
Sumitomo Mitsui Banking	12/11/2015	25,000,000	24,991
Sumitomo Mitsui Banking	30/11/2015	40,000,000	39,978
Suncorp-Metway	14/10/2015	25,000,000	24,996
Suncorp-Metway	14/01/2016	15,000,000	14,980
Suncorp-Metway	19/01/2016	23,629,000	23,597
The Norinchukin Bank	14/10/2015	20,000,000	19,998
Toyota Motor Finance	11/12/2015	20,000,000	19,987
Unilever	06/11/2015	25,000,000	24,992
Wells Fargo Bank	12/11/2015	7,000,000	7,000
Wells Fargo Bank	30/11/2015	41,000,000	41,000
Zurich Finance	05/10/2015	28,500,000	28,499
Zurich Finance	07/10/2015	20,000,000	19,999
Zurich Finance	09/10/2015	20,000,000	19,999
Zurich Finance	13/10/2015	10,000,000	9,999
合計			1,124,275
総合計			1,338,557

## 1口当たり情報

(平成27年9月末日現在)	
1口当たり純資産額	1,137.59米ドル

注) 当ファンドが投資対象としている「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」のユニットのうち、クラスZ-2の1口当たり純資産額です。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(平成28年2月末日現在)

資産総額	1,048,845,610 円
負債総額	178,252 円
純資産総額( - )	1,048,667,358 円
発行済数量	121,000 口
1口当たり純資産額( / )	8,667 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換手続き等  
名義書換は行われません。
2. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
3. 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。  
前記の申請がある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a．資本金の額（本書提出日現在）

資本金	： 3,680.4百万円
発行する株式の総数	： 320,000株
発行済株式の総数	： 308,065株

##### 最近5年間における資本金の額の増減

平成23年8月3日	： 資本金を2,090.4百万円から2,480.4百万円に増資
平成25年3月25日	： 資本金を2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資
平成26年5月26日	： 資本金を2,980.4百万円から3,680.4百万円に増資

##### b．委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### <構成>

各ファンド運用責任者をもって構成します。

###### <開催>

原則として月1回開催します。

###### <審議事項>

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### <その他>

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成28年2月末日現在、委託会社が運用する投資信託は22本であり、その純資産総額の合計は136,721百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	996,294	578,720
立替金	420	1,845
前払金	25	32
前払費用	11,740	16,232
未収入金	133,987	81,932
未収委託者報酬	153,490	173,546
未収投資助言報酬	46,800	59,400
未収運用受託報酬		18,426
流動資産合計	1,342,758	930,137
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 0	* 1 0
器具備品	* 1 0	* 1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
長期差入保証金	38,952	39,888
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	792	792
投資その他の資産合計	39,112	40,048
固定資産合計	39,112	40,049
資産合計	1,381,871	970,186
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	9,178	7,830
未払金	200,413	128,058
未払手数料	37,452	41,476
未払委託調査費	119,502	75,242
その他未払金	43,458	11,339
未払費用	186,488	88,287
未払法人税等	7,361	6,870
未払消費税等	21,699	16,331
賞与引当金	250,768	266,461
流動負債合計	675,910	513,840
固定負債		
退職給付引当金	96,675	86,863
役員退職慰労引当金	8,229	10,071
固定負債合計	104,905	96,935
負債合計	780,815	610,775
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,680,400	3,680,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		



繰越利益剰余金	4,927,280	5,168,924
株主資本合計	601,055	359,411
純資産合計	601,055	359,411
負債・純資産合計	1,381,871	970,186

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)	当事業年度 (自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	1,474,345	1,417,708
投資助言報酬	187,200	237,600
運用受託報酬	-	41,900
その他営業収益	270,953	333,834
営業収益計	1,932,498	2,031,042
営業費用		
支払手数料	381,957	396,068
広告宣伝費	16,753	15,710
公告費	1,130	1,130
調査費	10,083	16,664
委託調査費	491,379	439,287
委託計算費	181,971	173,637
通信費	3,442	3,903
印刷費	16,512	21,665
協会費	2,795	2,776
営業費用計	1,106,026	1,070,844
一般管理費		
役員報酬	* 1 62,377	* 1 60,266
給料・手当	382,703	395,376
賞与	29,146	9,923
交際費	3,342	3,680
寄付金	83	1,000
旅費交通費	10,478	17,794
租税公課	17,542	13,630
不動産賃借料	48,317	48,317
退職給付費用	40,218	37,964
役員退職給付費用	612	660
役員退職慰労引当金繰入	1,852	1,842
賞与引当金繰入	175,122	163,244
固定資産減価償却費	1,148	506
事務委託費	* 2 454,335	* 2 260,357
諸経費	130,907	167,007
一般管理費計	1,358,189	1,181,570
営業損失	531,716	221,372
営業外収益		
受取利息	124	161
時効成立償還金	9,638	-
その他	84	18
営業外収益計	9,846	180
営業外費用		
時効成立後支払償還金	-	658
固定資産除却損	0	0
為替差損	22,803	14,880
営業外費用計	22,803	15,539

経常損失		544,673		236,731
特別損失				
減損損失	* 3	11,466	* 3	3,702
特別損失計		11,466		3,702
税引前当期純損失		556,139		240,434
法人税、住民税及び事業税		1,210		1,210
当期純損失		557,349		241,644

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度

( 自平成25年10月 1日 至平成26年 9月30日 )

( 単位：千円 )

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,980,400	1,847,936	1,847,936
当期変動額			
新株発行	700,000	-	-
当期純利益	-	-	-
当期変動額合計	700,000	-	-
当期末残高	3,680,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,369,930	4,369,930	458,405	458,405
当期変動額				
新株発行	-	-	700,000	700,000
当期純利益	557,349	557,349	557,349	557,349
当期変動額合計	557,349	557,349	142,650	142,650
当期末残高	4,927,280	4,927,280	601,055	601,055

当事業年度

( 自平成26年10月 1日 至平成27年 9月30日 )

( 単位：千円 )

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	3,680,400	1,847,936	1,847,936
当期変動額			
当期純損失	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	3,680,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,927,280	4,927,280	601,055	601,055
当期変動額				
当期純損失	241,644	241,644	241,644	241,644
当期変動額合計	241,644	241,644	241,644	241,644
当期末残高	5,168,924	5,168,924	359,411	359,411

## 重要な会計方針

### 1．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	14年
器具備品	4年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 2．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

## \* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	-	-

## （損益計算書関係）

## \* 1 役員報酬の限度額

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
取締役 年額	600,000千円以内	同左
監査役 年額	50,000千円以内	同左

## \* 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
営業取引による取引高		
事務委託費	191,595千円	82,622千円

## \* 3 固定資産の減損会計関連

当社は以下の資産において減損損失を計上しました。

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

用途：本店事務所

種類：器具備品、建物附属設備

場所：東京都港区

## （1）減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。

## （2）グルーピングの方法

当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。

## （3）回収可能価額の算定方法等

正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。

## （4）減損損失の金額

器具備品	11,239千円
建物附属設備	226千円

当事業年度（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）

用途：本店事務所

種類：器具備品

場所：東京都港区

- ( 1 ) 減損損失を認識するに至った経緯  
営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。
- ( 2 ) グルーピングの方法  
当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。
- ( 3 ) 回収可能価額の算定方法等  
正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。
- ( 4 ) 減損損失の金額

器具備品 3,702千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式（株）	308,064	1	-	308,065

2. 自己株式に関する事項  
該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項ありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項ありません。

当事業年度（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式（株）	308,065	-	-	308,065

2. 自己株式に関する事項  
該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項ありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項ありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先につきましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

（単位：千円）

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	996,294	996,294	-
(2)未収委託者報酬	153,490	153,490	-
(3)未収入金	133,987	133,987	-
(4)未収投資助言報酬	46,800	46,800	-
資産計	1,330,572	1,330,572	-
(5)未払手数料	37,452	37,452	-
(6)未払委託調査費	119,502	119,502	-
(7)その他未払金	43,458	43,458	-
負債計	200,413	200,413	-

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬 (3)未収入金 (4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (5)未払手数料 (6)未払委託調査費 (7)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
長期差入保証金	38,911	38,952

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	996,294	-
未収委託者報酬	153,490	-
未収入金	133,987	-
未収投資助言報酬	46,800	-
金銭債権合計	1,330,572	-

当事業年度(自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬及び未収運用受託報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

(単位：千円)

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	578,720	578,720	-
(2)未収委託者報酬	173,546	173,546	-
(3)未収入金	81,932	81,932	-
(4)未収投資助言報酬	59,400	59,400	-
(5)未収運用受託報酬	18,426	18,426	-
資産計	912,025	912,025	-
(6)未払手数料	41,476	41,476	-
(7)未払委託調査費	75,242	75,242	-
(8)その他未払金	11,339	11,339	-
負債計	128,058	128,058	-

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬 (3)未収入金 (4)未収投資助言報酬 (5)未収運用受託報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (6)未払手数料 (7)未払委託調査費 (8)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年9月30日	平成27年9月30日
長期差入保証金	38,952	39,888

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	578,720	-
未収委託者報酬	173,546	-
未収入金	81,932	-
未収投資助言報酬	59,400	-
未収運用受託報酬	18,426	-
金銭債権合計	912,025	-

## (退職給付関係)

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	77,157
勤務費用	16,949
利息費用	728
数理計算上の差異の発生額	2,831
退職給付の支払額	991
退職給付債務の期末残高	96,675

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	96,675
未積立退職給付債務	96,675
貸借対照表に計上された負債の額	96,675

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	16,949
利息費用	728
数理計算上の差異の費用処理額	2,831
確定給付制度に係る退職給付費用	20,509

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.70%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、19,709千円でありました。

当事業年度(自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度(キャッシュバランス型退職金)及び確定拠出企業型年金を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	96,675
勤務費用	17,530
利息費用	636
過去勤務費用	2,578
数理計算上の差異の発生額	2,314
退職給付の支払額	27,715
退職給付債務の期末残高	86,863

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	86,863
未積立退職給付債務	86,863
貸借対照表に計上された負債の額	86,863

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	17,530
利息費用	636
過去勤務費用	2,578
数理計算上の差異の費用処理額	2,314
確定給付制度に係る退職給付費用	17,903

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.60%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、20,060千円でありました。

#### （ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

#### （税効果会計関係）

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
	千円	千円
（繰延税金資産）		
未払費用等否認	66,464	29,223
退職給付引当金損金不算入額	34,455	28,091
賞与引当金損金不算入額	81,198	81,929
貸倒引当金損金不算入額	282	256
役員退職慰労引当金損金不算入額	2,932	3,257
未払事業税	2,192	1,873
減価償却費損金算入限度超過額	8,287	8,536
減損損失	4,086	1,201
繰越欠損金	658,043	691,135
繰延税金資産小計	857,944	845,505
評価性引当額	857,944	845,505
繰延税金負債との相殺		
繰延税金資産計		

#### （繰延税金負債）

該当ありません。

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
（調整）		
評価性引当額額の増減	35.6%	29.5%
住民税均等割	0.2%	0.5%
役員賞与等永久に損金に算入されない金額	2.3%	6.1%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.2%	0.5%

##### 3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。なお、この税率変更による影響はありません。

## (持分法投資損益等)

該当事項はありません。

## (資産除去債務)

重要性がないため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,474,345	187,200	270,953	1,932,498

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,475,556	335,420	110,622	10,899	1,932,498

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	335,420	投資運用業

当事業年度（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,417,708	237,600	41,900	333,834	2,031,042

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,418,890	418,655	159,596	33,900	2,031,042

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	418,655	投資運用業

(関連当事者との取引)

## (1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注)	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	131.4百万 英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	191,595	未払費用	61,035
									その他未払金	849
							新株の発行	増資	700,000	-

当事業年度（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注)	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	131.8百万 英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	82,622	未払費用	10,093

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）  （注）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	187,200	未収投資助言報酬	46,800
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	186,731	未払費用 その他未払金	65,225 29,658
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	104,505	未払委託調査費	27,012
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	148,220	未収入金	34,357
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・ジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,5百万 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	386,032	未払委託調査費	92,286
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	110,622	未収入金	94,317
						一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	59,129	未払費用	19,545

当事業年度（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）  （注）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	237,600	未収投資助言報酬	59,400
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	159,011	未払費用	35,875
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	115,941	未払委託調査費	28,553
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	139,155	未収入金	31,863
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	41,900	未収運用受託報酬	18,426
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・ジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,5百万 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	291,516	未払委託調査費	38,702
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	159,596	未収入金	42,492

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

## ( 3 ) 親会社に関する注記

## 親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

## ( 1 株当たり情報 )

区分	前事業年度 (自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)	当事業年度 (自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	1,951円06銭	1,166円67銭
1株当たり当期純損失	1,809円19銭	784円39銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)	当事業年度 (自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)
当期純損失(千円)	557,349	241,644
普通株主に帰属しない金額(千円) (うち利益処分による役員賞与金)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	557,349	241,644
期中平均株式数(株)	308,064.35	308,065.00

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(平成28年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	

## (2) 販売会社

(平成28年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

有価証券報告書

平成27年11月13日

有価証券届出書

同上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年12月15日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年4月6日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクレディ・スイスG T A Aファンドの平成27年8月21日から平成28年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイスG T A Aファンドの平成28年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。